

自治体DX推進計画における 重点取組事項の進捗状況等

地方自治体のデジタルトランスフォーメーション推進に
係る検討会（第39回）事務局資料
令和8年5月19日

自治体DX推進計画における重点取組事項

- | | |
|---|------|
| ① 自治体フロントヤード改革の推進 | P.2 |
| ② 地方公共団体情報システムの標準化 | P.5 |
| ③ 「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」に基づく共通化等の推進 | P.8 |
| ④ 公金収納におけるeL-QRの活用 | P.10 |
| ⑤ マイナンバーカードの取得支援・利用の推進 | P.13 |
| ⑥ セキュリティ対策の徹底 | P.16 |
| ⑦ 自治体のAIの利用推進 | P.19 |
| ⑧ テレワークの推進 | P.22 |

○自治体フロントヤード改革の推進

1. 取組を要することとなった背景・課題

- 多くの地方公共団体において、少子高齢化・人口減少が進み、行政資源が益々制約されていく一方、住民の生活スタイルやニーズが多様化している中においては、行政手続のオンライン化だけでなく、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点(フロントヤード)の改革を、住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応への人的資源のシフトを促し、持続可能な行政サービスの提供体制を確保していくことが重要
- フロントヤード改革については、これまで、地方公共団体の創意工夫のもと、地域未来交付金等も活用しつつ、様々な取組が行われているものの、個別の取組に留まっていることや自治体間で取組の進捗に差が生じていることなどの課題がある

2. 主な取組内容

※自治体フロントヤード改革の推進は、R5.11～重点取組事項に位置付け

○ 総合的な改革モデルの構築、横展開

・R6.1～R7.3 第1弾自治体フロントヤード改革モデル構築(R5年度補正予算)

複数の改革を前提として、取組全体の最適化を図る汎用性のある人口規模別等のモデルを構築

・R7.1～R8.3 第2弾自治体フロントヤード改革モデル構築(R6年度補正予算)

標準準拠システムとのデータ連携を前提に、「住民の希望に添った窓口の実現」と「職員の時間を生み出す業務フロー」に重点を置いた汎用性のある人口規模別等のモデルを構築

・R8.1～R9.3 第3弾自治体フロントヤード改革モデル構築(R7年度補正予算)

オンライン申請の原則化・認知度向上等を通じ、バックヤードまで含めたオンライン手続の徹底を目指すモデルや、複数の自治体が同一の事務を共同でアウトソーシングを行うモデルを構築

○自治体フロントヤード改革推進手順書の作成

・R7.5 第1弾モデル事業の成果を踏まえ、手順書を作成・公表

・R7.6～ 第2弾モデル事業の成果を踏まえ、手順書改訂検討

○横展開に向けた国の支援

・地域未来交付金、デジタル活用推進事業債、各種アドバイザー派遣

○全国の取組状況の見える化

・R8.3 ダッシュボード公表(R7.4.1時点)

○ポータルサイトの作成、事例紹介

・R7.5 自治体フロントヤード改革特設サイト公開 手順書のほか、動画や事例も紹介

改革のコンセプト

①住民との接点の多様化・充実化

住民の希望に沿った窓口の実現

原則オンライン、
窓口手続は最小限

丁寧な窓口対応を
希望する住民に
寄り添える体制の構築

②データ対応の徹底で窓口業務等を改善

職員の時間を生み出す業務フロー

フロントヤード↔
バックヤードの
データ連携強化

データ利活用による
窓口業務の改善・
企画立案業務の充実

③庁舎空間は、
単なる手続の
場所から
多様な主体との
協働の場へ

A 自宅で

- ・来庁せずにスマホからオンライン申請
(マイナンバーカードで本人確認)
- ・来庁する時も自宅で簡単予約
- ・手続案内システムで必要な手続や書類などを確認



B 近場で

- ・リモート窓口を活用し、行政手続
(オンライン申請)をサポート
- ・本庁職員とリモート相談も
- ・コンビニなどのキオスク端末で証明書を発行



C 庁舎で



住民スペースの拡大
住民が集う協働の場
行きたい場所へ

- ・手続のための記載台・
専用カウンターを削減
- ・業務の効率化・人的配置
の最適化により、
職員の時間を確保

→相談・交流や企画立案等
きめ細やかな対応へ

人手を介さない業務フローの実現・
バックヤードの集約化

処理状況をデータで見える化
・BIツールで分析

窓口業務改善のための
データ利活用



紙ではなくデータ対応・
標準化後の基幹業務システム
とのデータ連携

マイナンバーカードの利活用シーンの拡大でさらに接点を充実化



(例)・地域公共交通における利用

○ 地方自治体の窓口を起点とした一連の業務に関して、地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革による住民の利便性向上と、標準化された基幹業務システムとのデータ連携の強化等によるバックヤード改革による業務効率化において、AIの活用等によるオンライン完結の仕組みの導入や業務の自動化を実証等を通じ推進する。

【オンライン手続の徹底による改革効果の向上を目指すモデル】

北海道旭川市

(人口31.2万人 人口密度 418.3人/km²)

中核市

人口多

オンライン充実

- 理念：「行かなければならない」「わからない」が「ゼロ」の窓口 (旭川市次世代窓口グランドデザイン)
- 特徴：LGWAN内に「住民情報連携機能」(基幹システムと標準連携)、「CRMシステム」「電子審査システム」、インターネット環境に多機能のオンラインコンシェルジュを構築し、生成AIをセキュアに活用。
- 期待する効果
 - ・住民の「検索・来庁」～「窓口手続」の各段階でオンライン誘導を徹底し、来庁者を減らす。
 - ・情報共有で、サービスのパーソナライズ化により住民満足度を向上し、将来は全ての窓口へ。

事業概要

※R6.4策定

■旭川市次世代窓口グランドデザイン※に基づいたモデルを構築する

- 窓口業務調査 調査人数 24人 R5.7.5～R5.7.7
- 窓口対応職員課題調査 調査人数 36人 R5.8.23～R5.9.5
- 市民意識・ニーズ調査 調査人数 231人 R6.1.15～R6.1.27

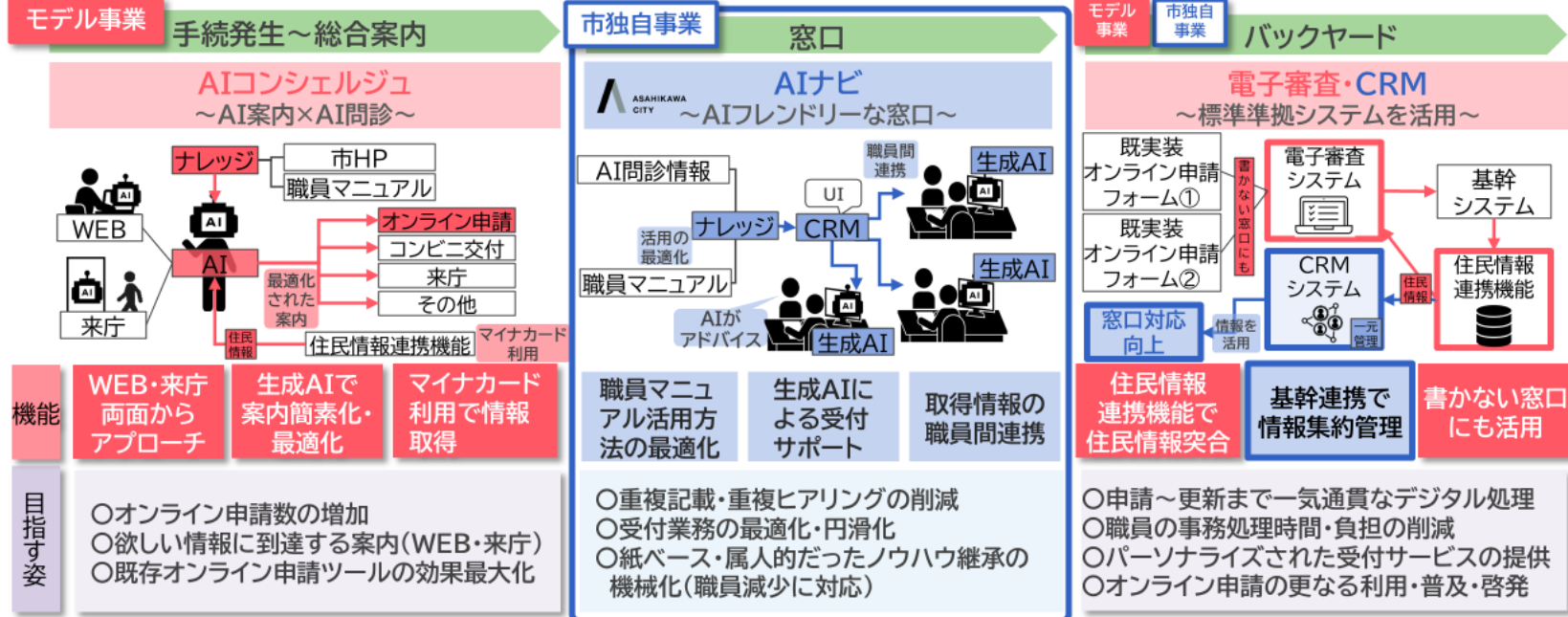
○ビジョン:4つの0化

- ・来庁前の分からない0化
- ・来庁時の分からない0化
- ・窓口での分からない0化
- ・来庁しなければならない0化

の 実現に向けた取組手法を検討・試行

OR6年度取組実績

- ・業務手順可視化:209件
- ・電子化済マニュアル数:264手続
- ・通話録音:52,186件3,266時間



主なKPI (～R10年度末)

- ①AI問診からのオンライン誘導率 30%
- ②オンライン申請利用率 50%

- ③バックヤード処理の時間減少率 50%
- ④利用者満足度 80%以上

自治体情報システムの標準化

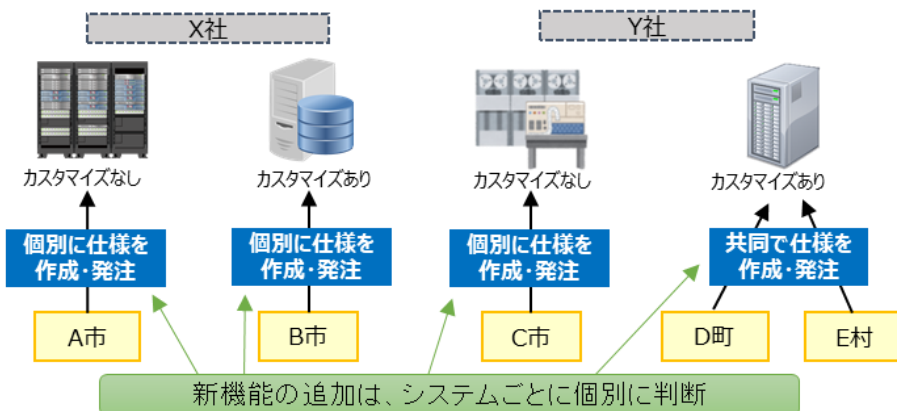
標準化の概要

- **自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズ**により、
 - ・維持管理や制度改正時の改修等において、**自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい**
 - ・情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
 - ・住民サービスを向上させる**最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい** 等の課題が発生。
- このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム(標準準拠システム)の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」**が令和3年に成立。

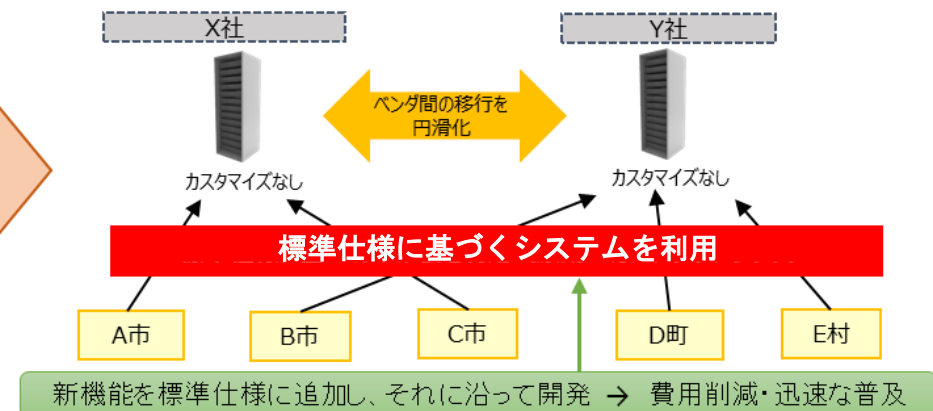
※ 20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

情報システムの標準化イメージ

【標準化前】



【標準化後】



標準準拠システムへの移行状況

- 制度所管省庁は、令和4年8月末までに各業務システムに係る標準仕様書を策定し、各自治体は標準仕様書に基づき標準準拠システムへの移行を推進。※ 制度所管省庁は、標準仕様書と同内容の主務省庁令を策定し、令和8年4月に施行
- 自治体は、**標準準拠システムに令和7年度末までに移行することを目指す**（「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（基本方針））こととされていたが、事業者のリソースひっ迫等の事情を踏まえ、「**特定移行支援システム**」として、**5年以内（令和12年度末まで）に移行できるよう支援**することとなった。（基本方針を令和6年12月に改定）
※ これに伴い、J-LISに設置している移行経費支援の**基金（デジタル基盤改革支援基金）の設置年限を令和12年度末まで5年延長**（令和7年J-LIS法改正）
- 令和7年度末を迎え、各自治体が標準化PMOツールに入力した進捗状況に基づき、**令和7年度末までに移行完了したシステム数等を精査の上、取りまとめて公表予定。**
- 特定移行支援システムについては、令和7年12月末時点で、**全34,592システムのうち8,956システム（25.9%）、1,788団体のうち935団体（52.3%）が該当見込み**（令和8年2月27日デジタル庁公表）。
※令和7年10月末時点（令和7年12月23日公表）から、+3,947システム、+192団体

標準化に関する財政支援

- 標準化に伴う**移行経費**と移行後の**運用経費**について、以下のとおり対応。

移行経費（総務省）

- **標準化は法律で義務付けられているため、その移行経費は国費で措置**（デジタル基盤改革支援補助金、基金事業、補助率10/10）。このため、全自治体に対して移行経費調査を毎年実施し、必要となる予算を追加で計上。
- 現在のデジタル基盤改革支援補助金の合計額は**7,742億円**。（これまでの予算措置状況 R2：1,509億円、R3：317億円、R5：5,163億円、R6：194億円、R7：559億円）

運用経費（デジタル庁）

- 標準化後のシステムの**運用経費**について、**自治体から大幅に増加するとの懸念の声**が出ていることを受け、令和7年6月に「総合的な対策」をとりまとめ。
- 令和7年度補正予算で、一時的に増加している運用経費を計画的に抑制・適正化し、運用の最適化を図るための国庫補助事業を創設（補助対象経費700億円（国費350億円（補助率1/2）））

特定移行支援システムを有する団体への支援等

- 移行経費について、特定移行支援システムについて「デジタル基盤改革支援補助金」（総務省）により支援を継続。
- 「移行経費の削減に向けた取組の支援」として、以下を実施。
 - ・ 令和8年度の移行経費調査・統計分析の結果、移行完了までに要する経費総額と推計額との乖離が大きい団体等に対しては、乖離の大きい業務上位3つについて推計額を記した「**経費分析シート**」に加えて、**各団体の移行費用を、類似団体の平均的な移行費用と比較した資料を提供**。
 - ・ これまで行われた移行経費の精査事例のうち、他の団体でも活用見込みのある**精査事例を提供**。
- 事業者協議会を通じて、事業者における特定移行支援システムを有する自治体への対応が可能か、可能な場合には受入れ検討条件をアンケート調査により収集し、**自治体に対して、次期事業者を選定する際の参考資料として情報を提供**。

運用経費の抑制・適正化

- 運用経費について、「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金」（デジタル庁）により支援を実施し、標準化・ガバクラ移行後に一時的に増加している運用経費の抑制・適正化を含めた運用の最適化を図る。
 - ※ 人件費・物価の増加等の外的要因等による恒常的な経費の増加分は、普通交付税において標準準拠システムへの移行状況に応じて措置。
- 同補助金の活用を希望する自治体は、5月中に「**地方公共団体情報システム運用最適化計画**」を策定することとしており、デジタル庁において、各自治体の計画策定・内容精査を支援。
 - ・ 運用経費の抑制・適正化のために各自治体における取組みが推奨される「**具体的な対策**」を計画様式において示し、各自治体が**自団体の運用経費の状況を整理し、今後の見直しや改善の方向性の検討・具体的な対策の実施に役立つ情報を提供**。

- ※ 経過措置の対象となっている機能について、各制度所管省庁において標準仕様書における当該機能の実装区分の見直しについて検討を実施（標準化基本方針において、「経過措置の対象となった機能の標準化基準上の取り扱いについては、制度所管省庁において、令和9年度（2027年度）末までに所要の検討を行う」とされていることを踏まえた対応）。
- ※ 本年9月で標準化法の施行後5年を迎えることから、同法附則第2項に基づき、必要な見直しの検討に着手。

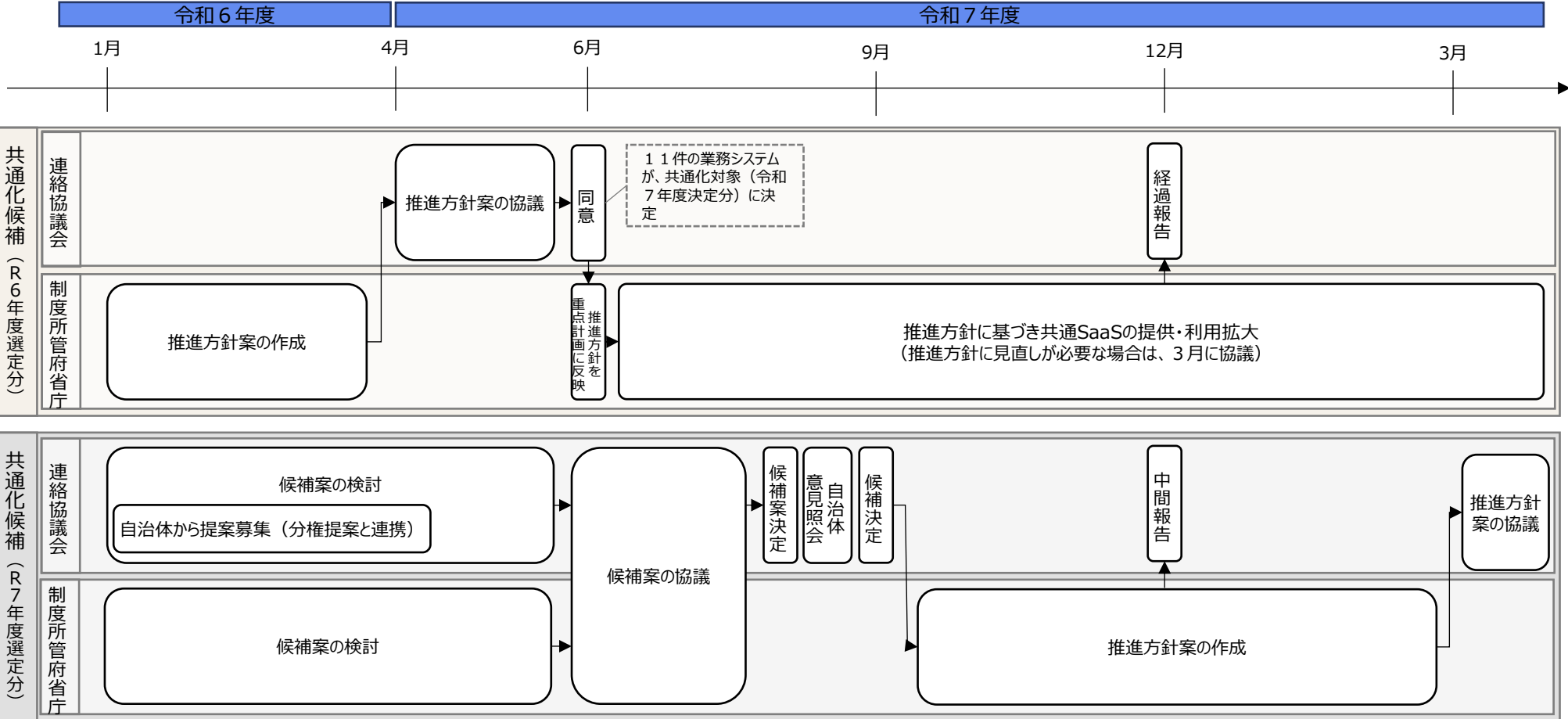
国・地方デジタル共通基盤の整備・運用の取組み

今後、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めていくに当たっては、①喫緊の課題である 20 業務に係る情報システムの標準化に引き続き注力し、②共通化すべき業務・システムの基準に合致するか検討を行った上で、基準に合致するものは、共通化を進めるとともに、③基準に合致しないものであっても、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組んでいく。
(基本方針 2 (2) ③)

引き続き注力する取組	新たな取組																							
標準化	共通化	共同調達																						
<ul style="list-style-type: none"> 喫緊の課題である基幹業務システム(20業務・システム)の標準化に引き続き注力。 原則令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの円滑な移行を目指す。 <p>(20の標準化対象事務)</p> <table border="0"> <tr><td>住民基本台帳</td><td>就学</td></tr> <tr><td>印鑑登録</td><td>健康管理</td></tr> <tr><td>戸籍</td><td>児童扶養手当</td></tr> <tr><td>戸籍の附票</td><td>生活保護</td></tr> <tr><td>選挙人名簿管理</td><td>障害者福祉</td></tr> <tr><td>固定資産税</td><td>介護保険</td></tr> <tr><td>個人住民税</td><td>国民健康保険</td></tr> <tr><td>法人住民税</td><td>後期高齢者医療</td></tr> <tr><td>軽自動車税</td><td>国民年金</td></tr> <tr><td></td><td>児童手当</td></tr> <tr><td></td><td>子ども・子育て支援</td></tr> </table>	住民基本台帳	就学	印鑑登録	健康管理	戸籍	児童扶養手当	戸籍の附票	生活保護	選挙人名簿管理	障害者福祉	固定資産税	介護保険	個人住民税	国民健康保険	法人住民税	後期高齢者医療	軽自動車税	国民年金		児童手当		子ども・子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> (20業務以外にも) 共通化すべき業務・システムの基準(利用者起点や効果の見立て等)に合致するものは、共通化(国による標準仕様書の策定やシステムの整備)。 効果・ニーズを踏まえ順次取り組み、分権提案と連携しつつ、令和8年度の候補選定に着手。 <p>(共通化対象(令和7年度決定分))</p> <ol style="list-style-type: none"> ①入札参加資格審査 ②環境法令に係る申請・届出 ③建築確認等 ④預貯金照会 ⑤選挙結果に関する調査・報告 ⑥ふるさと納税の返礼品確認 ⑦国家資格等情報連携・活用 ⑧経由調査 ⑨事業者・自治体間の障害福祉関係手続 ⑩重層的支援体制整備事業における相談記録 ⑪行政データの匿名加工・統計データ化 <p>(共通化候補(令和6年度選定分))</p> <p>社会福祉施設等に対する指導検査業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準に合致しないものも、都道府県の共同調達による横展開の推進等に取り組む。 「共同調達情報共有ダッシュボード」を令和7年2月にインターネット上に公開。令和7年4月末のデータに、8月に更新。 <p>(公開する情報例)</p> <p>個別情報システム別の取組状況 都道府県別の取組状況 個別の共同調達事例の詳細情報</p> <p>(ダッシュボードに掲載するシステム例)</p> <p>施設予約システム ビジネスチャットツール 校務支援システム AI議事録作成・音声文字起こしシステム など</p>
住民基本台帳	就学																							
印鑑登録	健康管理																							
戸籍	児童扶養手当																							
戸籍の附票	生活保護																							
選挙人名簿管理	障害者福祉																							
固定資産税	介護保険																							
個人住民税	国民健康保険																							
法人住民税	後期高齢者医療																							
軽自動車税	国民年金																							
	児童手当																							
	子ども・子育て支援																							

令和7年度における共通化のスケジュール

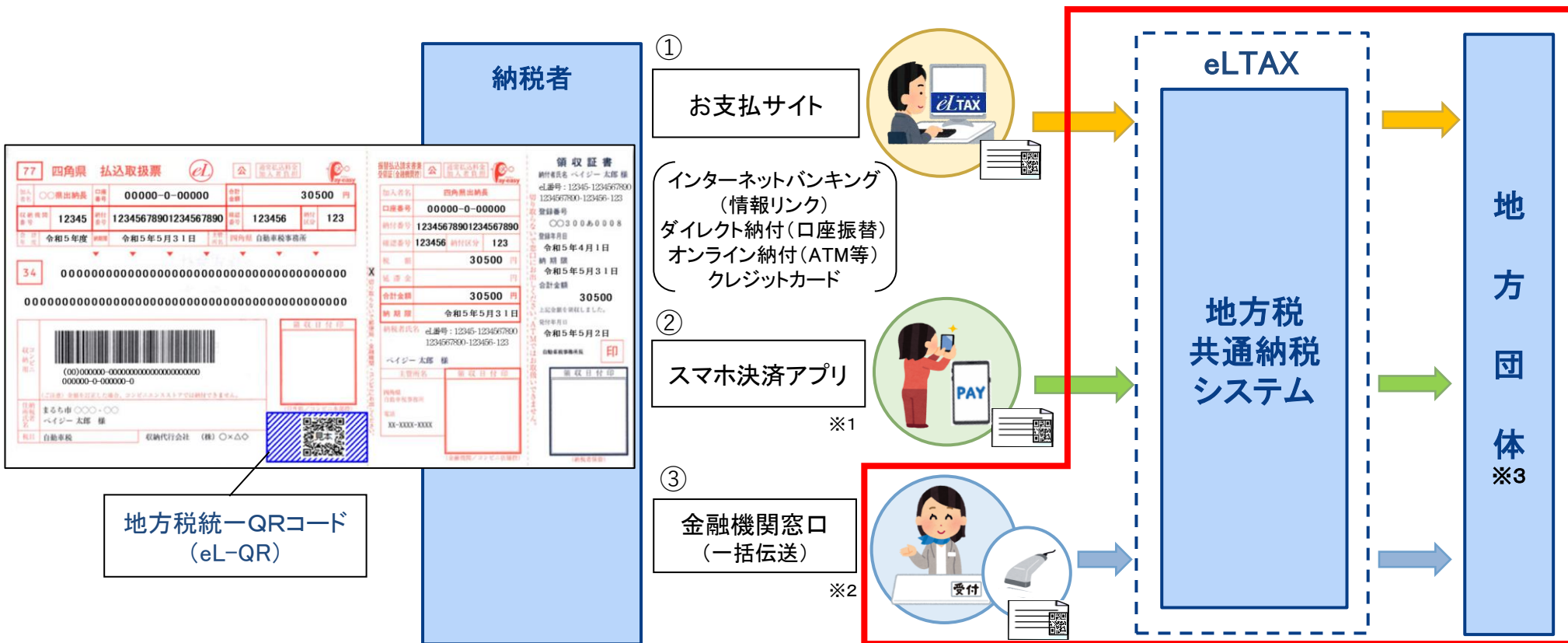
- (1) 共通化候補（R6年度選定分）については、6月2日に共通化対象に決定。推進方針に基づき、共通化を推進。
- (2) 共通化候補（R7年度選定分）については、自治体への意見照会等、国と地方で協議しながら候補を選定し、年度末までに、各制度所管府省庁から推進方針案の協議を受ける。



- 住民や事業者の利便性向上に加え、地方公共団体・金融機関の業務効率化を目指すべく、令和6年に地方自治法等が改正され、**令和8年9月以降**、「地方税統一QRコード(eL-QR)」を活用した**公金※の電子納付が可能に**

原則として
令和10年4月
までに収納開始

- ※ 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、道路占用料、水道料金 等
- eL-QRを活用した公金収納のデジタル化に対応するための**財務会計システム等の改修にかかる経費についてはデジタル活用推進事業債の対象となる**



※1 : 利用可能なスマホ決済アプリ: 47事業者・29アプリが対応 (R8.1.31現在)
 ※2 : eL-QR対応可能金融機関: 都市銀行・地方銀行・ゆうちょ銀行・信用金庫・労働金庫・農協等808機関 (R7.1.6現在)
 ※3 : eL-QR活用地方団体: 1,779団体 (47都道府県、1,732市区町村) (R6.1.1現在)

eL-QRを活用した公金収納のデジタル化で実現すること

重点④

保険料や水道料金など自治体の公金収納のために推計で年間4億件近い納付書が作成され、その多くが紙・対面での支払い

→ 統一のeL-QRを活用し、支払い手段の多様化と収納管理事務の省力化が可能に



eL-QRを表示

- 財務会計システムなど、収納管理に使用しているシステムにコード作成、ファイル連携機能を追加することで可能
- 自治体と決済事業者の契約事務は不要

eL-QRに対応すると...

決済サービス



現状

自治体ごとに利用できる決済サービス等が不揃いでわかりづらい

導入後

47事業者・29アプリで支払いが可能になる

※令和8年1月31日時点

窓口での納付



自治体が指定する金融機関でしか支払いできない

全国の金融機関で支払いが可能になる

収納管理事務



納付書の仕分け・データ入力作業が膨大

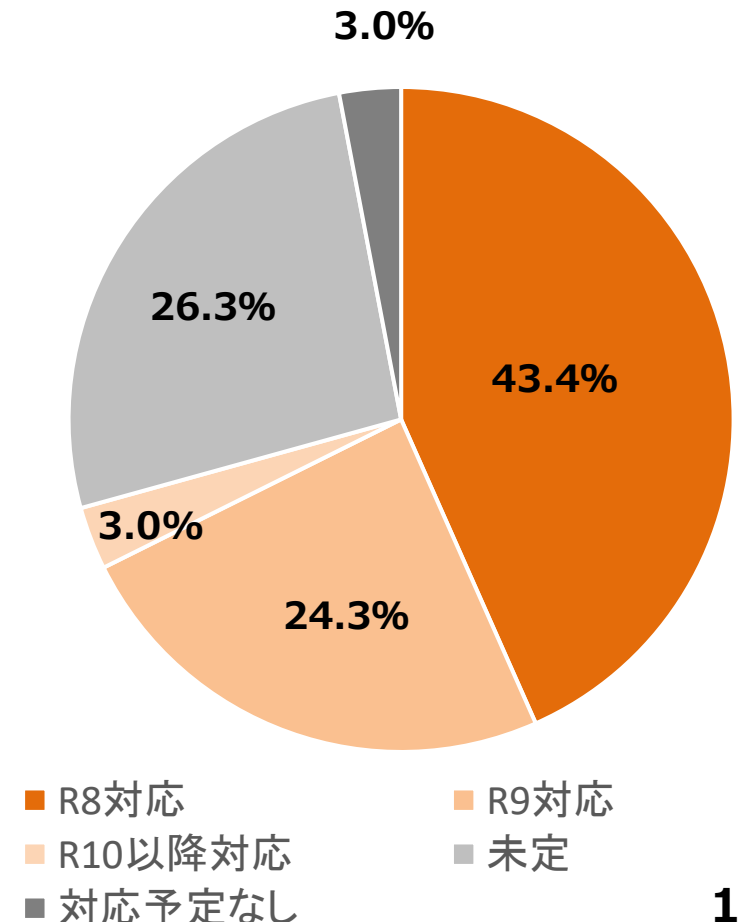
支払い情報が自動でデータ化され、業務が省力化

- 公金収納におけるeL-QRの活用について、地方公共団体における対応予定、取組の状況等を調査
- 一斉通知・調査システム（旧調査・照会（一斉調査）システム）により全都道府県・市区町村（1,788団体）に対して実施（R7.12時点で1,635団体から回答）
- 現在、令和8年5月末締切で全都道府県・市区町村に対して調査を実施中
→各団体の各公金ごとのeL-QR導入予定時期に係る回答は今後一覧化し公表予定

eL-QRへの対応を予定している団体の状況(R7.12時点)

区分	R8	R9	R10以降 対応	未定	対応予定 なし	総計
1都道府県	36	9	1	0	0	46
2政令市	11	6	2	1	0	20
3中核市	47	25	5	8	0	85
4市区	310	205	22	139	6	682
5町村	305	152	20	282	43	802
総計	709	397	50	430	49	1,635

前回調査で「R10以降対応」、「未定」、「対応予定なし」と回答いただいた団体については、今回調査でR10.4までの対応を改めて検討していただく必要



① 令和7年度以降のカードや電子証明書の大量更新へ対応するための体制整備を図る。

- カードの保有状況：令和8年4月末時点の保有枚数は約**1億304万枚**、人口に対する割合は**82.7%**
- カード・電子証明書の更新需要の増加（有効期限 カード：10年、電子証明書：5年）
【今後の想定更新件数】（単位：万件）

年度	マイナンバーカード	電子証明書
2025年度（R7）	1,200	1,580
2026年度（R8）	590	1,430
2027年度（R9）	710	2,100
2028年度（R10）	340	420

- 更新急増に円滑に対応するため、市区町村において、臨時窓口の開設や、民間委託等の体制整備を推進し、これらの事務への補助金（国庫10/10）を十分に確保

② 令和6年度に施行した以下の取組について周知するとともに、円滑な事務の実施を推進する。

- 紛失した者、新規出生者、国外からの転入者など、速やかにカードを取得する必要がある場合を対象とした申請から原則1週間で交付できる特急発行の仕組み
- 申請者が1歳未満である場合、例外的に顔写真の添付を不要とするカードの導入
- 出生届と併せてカードの申請を行えるよう、出生届とカード申請様式の一体化
- マイナポータルで提出するオンライン出生届と併せて行うカードのオンライン申請

③ カードの取得に課題のある者への対応として、以下の取組を引き続き実施する。

- 2023年（令和5年）8月に策定し、同年12月に改訂した「福祉施設・支援団体の方向けマイナンバーカード取得・管理マニュアル」で示した取組の普及、介護・障害福祉施設等での出張申請受付や希望する者の個人宅等を訪問する形での出張申請受付の推進
- 認知症などで暗証番号の設定に不安がある方が安心してカードを利用でき、代理交付の負担軽減にもつながるよう導入した暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカードの申請受付

- ④ 住民が身近な場所でカードの更新等の手続きをできるよう郵便局窓口の活用を推進する。郵便局への委託に向けて参考となるよう先行事例を事例集等で周知するなど、引き続き、制度活用に向けたサポート等を実施する。

1. 標準的な事務フロー等の提供

- 令和5年6月の郵便局事務取扱法の一部改正後、市町村と郵便局が協議を速やかに行えるように、郵便局を活用したマイナンバーカード交付の具体的な事務フロー等（※）、次の点を提供

※電子証明書の発行事務を委託している市町村や、日本郵便、JLISの意見を聞きながら、作成・更新。

- (1) サービスインのためのモデルスケジュール
- (2) 標準的な事務フロー
- (3) 設備要件の目安 等

2. 財政支援

- マイナンバーカードの交付申請の受付等の事務を郵便局に委託する場合にかかる経費については、マイナンバーカード交付事務費補助金（10/10）の対象 ※通常、事務委託に必要となる額が対象

3. 意向調査と伴走支援

- 市町村に対し、指定を希望する郵便局の意向調査を実施（令和8年度も継続予定）
- 地方公共団体から主に問合せのある事項をまとめた質疑応答集、先行団体事例を紹介した事例集を作成し伴走支援
- 今後、自治体と郵便局のマッチング支援を行い、引き続き、制度活用に向けたサポートを実施

4. 情報発信

- 総務省HPに解説動画や質疑応答集などを掲載

⇒ 今後の電子証明書の更新需要（R9年度は過去最大の約2,100万件（R8の1.5倍））等を見据え、円滑に交付・更新事務を実施するため、また、身近な郵便局で手続を完結させたいという住民ニーズ等を踏まえ、現時点のカード交付業務等の逼迫状況にかかわらず、**積極的な事務委託を推進。**

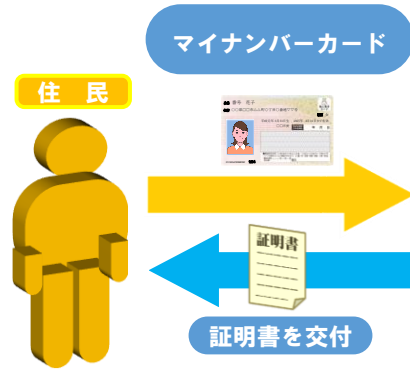
⑤ 住民の利便性向上及び市区町村職員の負担軽減の観点から、未導入自治体のコンビニ交付サービスの導入を推進し、導入済自治体におけるサービスの機能強化（発行可能な証明書種別の増加及び課税証明書の広域交付等）を図るとともに、コンビニ交付の利用率向上に取り組む。

取得できる証明書

- ・住民票の写し
 - ・印鑑登録証明書
 - ・住民票記載事項証明書※
 - ・各種税証明書※
 - ・戸籍証明書※
 - ・戸籍の附票の写し※
 - ・罹災証明書※
- ※対応しない市町村もあり。

<証明書自動交付サービス対象人口>

	導入団体	対象人口
令和8年4月15日時点	1,383	11,940万人



キオスク端末設置拠点

約56,000箇所

郵便局



コンビニチェーン



LAWSON

FamilyMart

ミニストップ

Seicomart

※このほか、スーパーマーケット、ドラッグストア、庁舎などに設置

証明書
交付センター



J-LIS

証明書表面の
偽造防止情報も
付加

市区町村



証明書発行サーバ



証明書情報を作成

⇒ 課税証明書の広域交付について、証明書交付センターの改修分は令和7年度補正予算にて措置。また、発行可能な証明書種別の増加及び課税証明書の広域交付の市区町村システム改修分について、デジタル活用推進事業債の対象とし、積極的な対応を呼びかけ。

⑥ マイナンバーカードと健康保険証、運転免許証が一体化され、令和8年度には在留カードが一体化される予定であることから、各種カードとの一体化に際してカード交付窓口での円滑な対応を推進する。

概要（→総務省としての取組）

健康保険証（→マイナ保険証）

※令和6年12月2日～

・健康保険証の新規発行は停止。マイナ保険証のない者に資格確認書を発行。
→取得環境の整備として、特急発行（申請から原則1週間で交付）等の取組を実施

運転免許証（→マイナ免許証）

※令和7年3月24日～

・一体化は任意。転居等の際にカードの住所変更すれば、警察への届出が不要。
→マイナ免許証保有者のカード更新時に一体化カードの交付が可能に(令和7年9月～)

在留カード（→特定在留カード）

※令和8年6月14日～

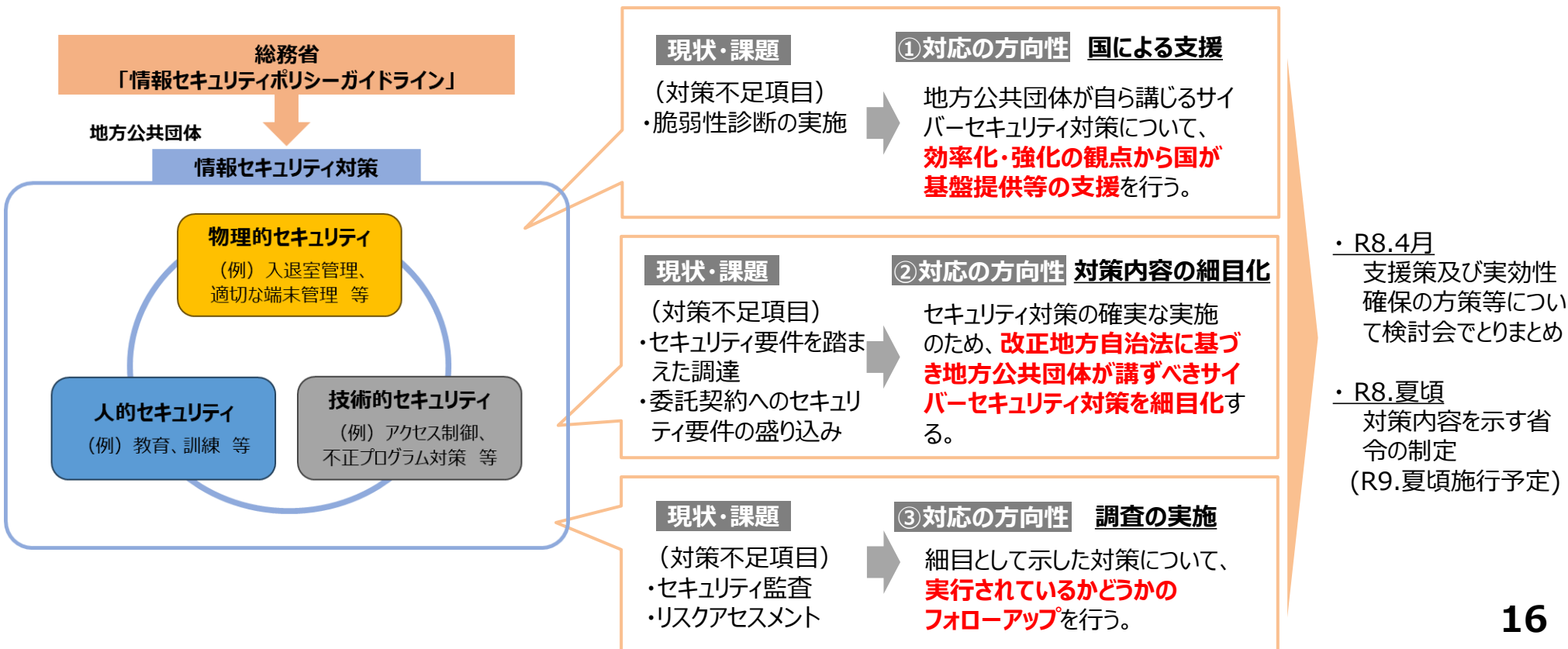
・一体化は任意。在留期間更新や転入届等の際、地方入管又は市区町村の手続のみで
特定在留カードを交付。→円滑な施行に向けシステム等を整備

- **R6地方自治法の改正**によって、**サイバーセキュリティに係る必要な措置の実施義務**と、**サイバーセキュリティを確保するための方針の策定義務**は措置済み。
- 現在、総務省は**技術的助言としてガイドライン**を示し、各地方公共団体においては、**最低限のサイバーセキュリティ対策は実施済み**。一方で、**重要な事項でも実施率が低い項目がある**状況。

【参考】地方自治法

§244の5② 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たつて、サイバーセキュリティ（略）の確保、個人情報の保護その他の当該**情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。**

§244の6① 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつての**サイバーセキュリティを確保するための方針を定め**、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならない。



実効性確保に向けた3つの施策

① 団体単独では導入・運用が困難な**高度かつ専門的サービス**等、国等が一括して行うことのメリットを十分に享受できる分野において、**積極的に支援**。

② 地方自治法に基づき、**地方公共団体が講ずべきサイバーセキュリティ対策**について、**細目化**。

③ 実施状況を**調査・評価**し、十分に**フォローアップ**する。

主な内容

【国等による支援】

- ✓ **重大インシデントレスポンス専門家チーム**の派遣制度化
- ✓ **サプライチェーン・リスク対策**も含めた相談を受け付ける**相談窓口の設置**
- ✓ **地方版脆弱性診断システム（ASM）の基盤整備**
- ✓ 自治大学校・J-LISにおける**教育訓練等の充実**
- ✓ サイバーセキュリティ対策に係る**地方財政措置の拡充** 等

【都道府県による支援】

- ✓ 監査人等を含めた、サイバーセキュリティの**専門人材の確保・派遣等の人的な支援**等

主な内容

- ✓ 地方自治法§244条の5②に規定する法律上の義務の解釈として自ずと導かれる**根幹かつ基本的な対策事項**について、**省令で規定**。

§244条の5② 普通地方公共団体は、その事務の処理に係る情報システムの利用に当たって、サイバーセキュリティ（略）の確保、個人情報の保護その他の当該**情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならない。**

- ✓ 喫緊の課題である**サプライチェーン・リスク対策**についても、細目化と併せて**ガイドライン・通知等で可能な限り詳細な事項を示す**。

主な内容

- ✓ システム化による実施状況調査の効率化、地方公共団体の負担軽減。
- ✓ 実施状況の**フィードバック**を通じて、**セキュリティレベルの向上**につなげる。

- 令和8年度においては、改正地方自治法等を踏まえ、地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化に向けて、以下の施策を展開。

1. 地方財政措置、国費支援の拡充

- ペネトレーションテストやリスクアセスメント、業務端末等のセキュリティ対策に要する経費について新たに地方交付税措置
- 地方公共団体におけるサイバーセキュリティ対策の強化に必要なシステム（業務端末・システムへの不正アクセスを常時監視するシステム）の整備をデジタル活用推進事業債の対象事業に追加
- 自治体情報セキュリティクラウドの改修経費について国費支援（補助率1/2、地方負担分は普通交付税措置）

2. セキュリティ人材の確保・育成

- 自治大学校においてサイバーセキュリティ人材の育成に関する特別研修を新設
- NICTが開催している実践的サイバー防御演習（CYDER）等の研修プログラムについて受講を推奨
- J-LISが開催している情報セキュリティ対策に関する各種研修について受講を推奨
- 都道府県がセキュリティ人材を含む外部デジタル人材を確保・プールし、市町村を支援する事業を推進（特別交付税措置）

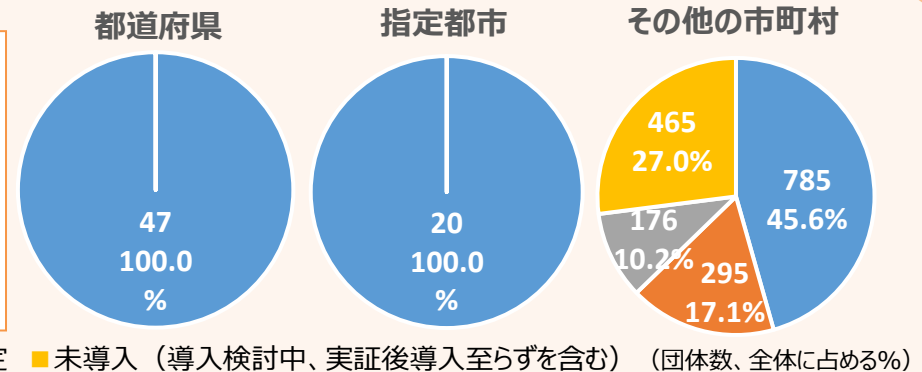
3. セキュリティ基盤の強化

- 地方公共団体の外部からアクセス可能なIT資産の脆弱性を診断するために、すべての地方公共団体が利用可能な脆弱性診断システム（地方版ASMシステム）を国が一括で構築し、その効果を実証

自治体におけるAI活用・導入ガイドブックの改訂について（概要）

1. 現状・課題

- 「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック」(R4.6)において、**生成AIの利活用等に関する記述なし**。
- 自治体においては、①**生成AIの導入効果が不明**、②**生成物の正確性への懸念**、③**デジタル人材の不足等**といった課題がある。
- 自治体の**導入状況（R7.10末時点）には、ばらつき**がある。



※導入状況については、R7.12の改訂時に把握していた数値から、現時点で把握している最新値へ更新

2. ガイドブック改訂のポイント

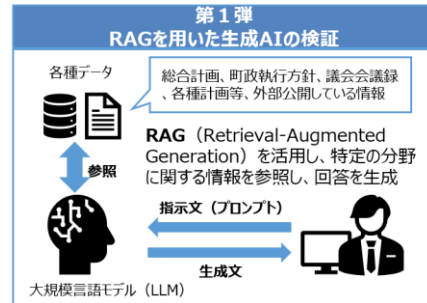
- ① 生成AIは、デジタル技術による単なる作業の代替にとどまらず、仕事の質とスピードを大幅に高め、**飛躍的な業務効率化が期待**されることを、自治体における**具体的な生成AI利活用事例**とともに提示。
 - ② **生成物の正確性への懸念等に対する具体的な対応策・考え方**を提示。
 - ・生成AIの利用目的に応じて求められる正確性の水準が異なることを意識し、**生成物を人が確認するルールを設定**。
 - ・外国語翻訳などの用途によっては、**誤りが含まれる可能性があることを明示した上で、生成AIによる出力結果を表示**。
 - ③ 導入に当たっての留意事項として、**ガバナンス確保のための体制構築**、**要機密情報の取扱い**、**人材育成の考え方**を提示。
 - ・AI統括責任者（CAIO）を設置するなど、**AIの利活用・リスク管理における責任者を明確にする必要**。
 - ・入力した**要機密情報を学習させない仕組み**（オプトアウトの徹底）が重要。「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」での**機密性情報の分類に応じた利用可能なパブリッククラウドサービスの範囲**を提示。
 - ・専門人材と一般職員の橋渡しを行う**DX推進リーダーの育成**が重要。実際に利用する職員を増やすことが重要であり、**即時利用可能なプロンプト集、職員のレベル別の研修**などに取り組むことが有効（小規模自治体における取組事例も提示）。
- 自治体が作成する**職員向けの生成AI利用ガイドラインのひな形**を別添として提示。

自治体におけるAI活用事例

内部管理

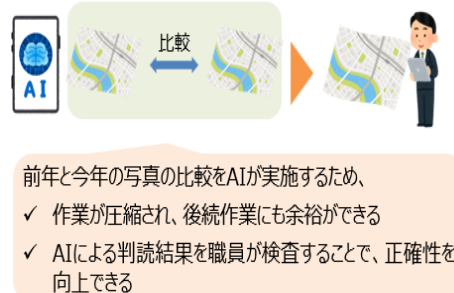
当別町（北海道）

- 従来型AIによる文字起こしツールと**生成AIによる要約を組み合わせ、議事概要を作成**
- **RAGを活用し、町の情報を参照した回答**を得る取組も実施



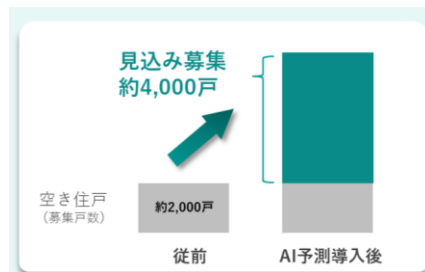
川越市（埼玉県）

- **航空写真を加工してAIに判読**させ、1年間で新築や増築、滅失した家屋を抽出
- AIを活用することにより、**目視で作業する場合に比べ、作業時間が短縮され、正確性が向上**



東京都

- 都営住宅の入居者募集において、将来の**空き住戸の発生予測にAIを活用**
- 募集時点の空き住戸だけでなく、募集後に空く見込みが高い住戸も同時に募集することで、**募集住戸数を約4,000戸拡大**（令和6年5月定期募集）

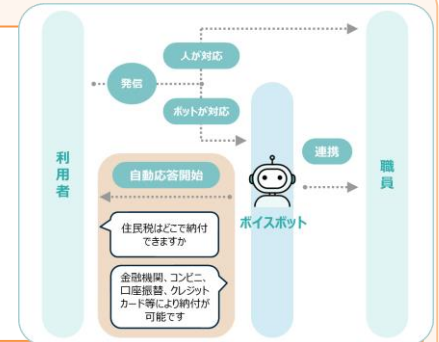


※「東京都AI導入・活用ガイドライン」抜粋

住民サービス

神戸市

- 生成AIを活用したボイスボットが**住民からの税関連の電話にFAQをもとに自動応答**
- **文脈や言い回しの違いを踏まえた、高い精度での応答**を実現



千葉県

- 生成AIを活用したチャットボットが**相談者の入力情報から福祉相談窓口を案内**
- 窓口では、福祉相談業務システムが**相談時の音声情報について、個人情報**を自動マスキングした上で**文字起こし**
- **職員が、情報の入力可否を確認後、生成AIシステムに入力し、要約に活用**

いつでも福祉相談サポート 目に気がやります

こんにちは、私は千葉県の福祉に関する相談窓口を案内するチャットボットです。いつでもどんなお悩みでもお伺いします！

(大切なお知らせ)

- ご利用前に必ず利用規約と個人情報保護方針をご確認ください。安全なご利用のため、氏名/住所/電話番号などの個人情報を入力しないでください。
- このチャットボットではお悩みに応じた窓口を判断するために生成AIを活用しており、ご案内する窓口が適切でない場合があります。

長崎県

- 利用者が、日程・訪れたい場所等の**希望条件を生成AIに入力**
- **観光モデルルートを提案**
- 連携した宿泊予約サイトへの遷移も可能



令和7年7月
東京都デジタルサービス局

（参考）都政におけるAI利活用に向けた取組方針（イメージ）

凡例：公 公平性 透 透明性 安 安全性 プ プライバシー ア アカウンタビリティ

【都民サービス】

分類	考え方	留意事項	利活用イメージ
1 情報提供・検索	青	公	シナリオ型AIチャットボットによる情報提供
2 行動支援	青	公 透 ア	申請書の入力項目や内容を案内
3 パーソナライズド支援	黄	公 透 安 ア	一人ひとりに合わせた最適な行政サービス等の提案
4 予測・最適化	黄	公 透 安 プ ア	個人のライフステージに応じたリスクを予測し備えをサポート
5 自律的判断・実行	赤	—	—

【都民サービス関連業務】

分類	考え方	留意事項	利活用イメージ
1 定型業務補助	青	公 透	手書きの申請書をAI-OCRによりデータ化
2 データ分析	青	公 透 ア	SNS分析ツールで都民の意見を分析
3 判断支援	黄	公 透 ア プ	生成AIによる申請書の一次判断支援
4 業務の予測・最適化	黄	公 透 安 プ ア	施設の画像データをAIにより劣化等を予測
5 自律的な業務遂行	赤	—	—

【職員内部業務】

分類	考え方	留意事項	利活用イメージ
1 情報検索・定型業務補助	青	公	大量にある規程類を生成AIにより検索・要約
2 文書作成支援	青	公	内部文書の下書き作成や校正を生成AIで支援
3 専門知識・企画提案支援	青	公 透 ア	内部データを活用し、専門的な業務ノウハウを生成AIで継承
4 予測・高度な判断支援	黄	公 透 ア	AIの数値予測による計画立案を支援
5 自律的判断・実行	赤	—	—

テレワーク導入の意義

- ① 職員一人一人のライフステージに合った働き方を実現できる有力な手段
- ② 公務を支える有為な人材に選ばれ、働き続けてもらう職場づくりに資する
- ③ 業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果
- ④ 災害時や感染症の流行時における行政機能維持のための有効な手段

テレワークの導入状況(令和7年10月1日現在)

○ 地方公共団体におけるテレワークの導入状況は、都道府県及び指定都市では全団体で導入されているが、市区町村では1,063団体（61.8%）と、約4割の団体が未導入。
特に、小規模の市町村において導入を進めることが課題。

	導入	未導入	導入を検討	導入予定なし・未定
都道府県 [47]	47 (47) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)		
指定都市 [20]	20 (20) 100% (100%)	0 (0) 0% (0%)		
市区町村 [1,721]	1,063 (1,057) 61.8% (61.4%)	658 (664) 38.2% (38.6%)	47 2.7%	611 35.5%
301名以上 [576]	481 (465) 83.5% (82.4%)	95 (99) 16.5% (17.6%)	14 2.4%	81 14.1%
101名以上 300名以下 [663]	415 (426) 62.6% (63.1%)	248 (249) 37.4% (36.9%)	19 2.9%	229 34.5%
100名以下 [482]	167 (166) 34.6% (34.4%)	315 (316) 65.4% (65.6%)	14 2.9%	301 62.4%
合計 [1,788]	1,130 (1,124) 63.2% (62.9%)	658 (664) 36.8% (37.1%)	47 2.6%	611 34.2%

※ 上段は団体数、下段は割合
 ※ ()内は前回調査(令和6年10月1日現在)の数値
 ※ 「導入」には「試験的・実験的に導入」を含む
 ※ 「市区町村」は、一般行政職員数別に分類し内訳を表示

小規模市町村におけるテレワークを導入したことによって得られた効果※1

- ・ 災害時等における業務継続性の確保(37.7%)
- ・ 柔軟・多様な働き方の実現（勤務場所に捉われない勤務形態の実現）（24.0%）
- ・ ワークライフバランスの向上・充実（仕事と家庭の両立等）（12.6%）

テレワークを導入する予定はない、または未定の理由※2

- ・ テレワークになじまない窓口業務や現場業務に従事している職員が多いため(68.4%)
- ・ テレワークを推進するための体制構築が難しいため(8.5%)
- ・ テレワーク導入のためにコストがかかるため（機器、通信システム等）(6.4%)

総務省の支援策

- ・ 地方公共団体における職員向けテレワークの導入に係る経費※3について、令和7年度までに導入に着手している場合に限り、特別交付税措置を実施（措置率:0.5）
- ・ 地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引きや市町村におけるテレワーク導入事例集を作成・配布

※1 総務省「地方公共団体におけるテレワークの取組状況調査結果(令和7年10月1日現在)」において、職員数100人以下の市町村のうちテレワークを導入している団体の回答を集計したもの

※2 上記調査において、テレワークを「導入予定なし・未定」と回答した団体の回答を集計したもの

※3 ICT機器導入に係る費用、ソフトウェア費用等

地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き<令和3年4月作成>

第1章 地方公共団体におけるテレワーク推進の意義

- テレワーク推進の意義 → ①働き方改革の切り札 ②業務の効率化による行政サービスの向上 ③災害時等の業務継続
- テレワークの形態 → ①在宅勤務 ②サテライトオフィス勤務 ③モバイルワーク

第2章 テレワーク導入の進め方

- テレワークの導入率は都道府県・政令市では95.5%だが、市区町村では19.9%となっており、市区町村での導入促進が課題
- 導入できない理由として、「情報セキュリティの確保に不安がある」、「導入コストがかかる」、「テレワークに適した業務がない」等



テレワークの導入に至らない現状から、一歩前に進めるために、「スモールスタートでよい」「テレワーク≠在宅勤務」という考え方が重要
テレワークの推進に当たっては、首長が団体の将来像を描き、リーダーシップを発揮することが重要

具体的な進め方

第3章 テレワーク導入ステップごとの検討のポイント

まず全庁的な推進体制を構築し、試行実施から本格実施へ
導入ステップ

- | | |
|------------------|------------------|
| ①推進体制の構築 | ⑥全体の実態把握・課題整理 |
| ②実態把握・課題整理 | ⑦導入目的・対象者の明確化 |
| ③環境整備(ハード面・ソフト面) | ⑧当面の推進方針決定 |
| ④試行 | ⑨環境整備(ハード面・ソフト面) |
| ⑤検証 | ⑩本格実施・中長期の展望検討 |

第4章 テレワークの対象とする業務の整理・検討

導入のしやすさのレベルに分けて段階的に対象業務を拡大

第5章 テレワークにおける労務管理に関する取組・工夫

労働時間の管理、業務中のコミュニケーション、公正な評価

第6章 事例紹介

地方公共団体における取組事例、取組の工夫・推進のポイント

市町村におけるテレワーク導入事例集<令和5年4月作成>

地方公共団体におけるテレワーク導入の傾向として、比較的小規模な団体の導入が進んでおらず、このような団体からは、同程度の規模の団体の取組事例を知りたいとの声があったことを受け、一般行政職員数300名以下の地方公共団体のうち、テレワークの導入・活用が進んでいる先進団体の取組事例を掲載している他、テレワーク導入のメリットやポイントを整理